

平成 30 年度冬期労働災害防止運動実施要綱

青森労働局

1 趣旨

積雪寒冷地である本県は、冬期における降雪、低温、強い季節風などの冬期特有の気象条件の影響を受け、積雪・凍結・寒冷に起因した転倒・墜落災害及び車両等のスリップ事故による労働災害（以下「冬期労働災害」という。）が多発している。

当局管内の平成 29 年度冬期（平成 29 年 11 月～平成 30 年 3 月）における冬期労働災害の死傷者数（休業 4 日以上）は、232 人で前年度と比較して 15 件（6.9%）増加している。また、同期間中の労働災害発生件数は、全体の 48.5% を占め、年間の労働災害全体の件数を底上げしている状況にある。

当局において第 13 次労働災害防止計画の目標を達成させるためには、冬期労働災害を減少させることが重要である。

このため、当局では、安全衛生関係団体、事業者団体等と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、冬期労働災害の防止を目指して「冬期労働災害防止運動」を実施する。

特に、冬期労働災害の 81.9% を占めている転倒災害、死亡を含む重篤な災害につながりやすい墜落災害及び交通労働災害の防止を重点目標に掲げて運動を展開する。

2 重点目標

転倒災害、墜落災害及び交通労働災害の防止

3 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5か月間とする。

なお、平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までを転倒災害防止重点実施期間とする。

4 主唱者

青森労働局、各労働基準監督署

5 実施者

各事業場とする。

なお、安全衛生関係団体、事業者団体等においては、これら事業場における活動を支援するものとする。

6 主唱者の実施事項

- (1) 冬期労働災害防止に関する広報資料等の作成及び配布を行う。
- (2) 関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。
- (3) 安全衛生関係団体、事業者団体等の実施事項について指導援助する。
- (4) 事業場に対する各種指導時において、冬期労働災害防止対策の実施について指導する。
- (5) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (6) 広く県民に本運動の周知を行う。

7 各事業場における重点実施事項

各事業場は、期間中に 8 (1) に掲げる取組を行うこととするが、特に重点実施期間においては、8 (1) イに掲げる事項を、重点的に取り組むこととする。

8 実施者の実施事項

(1) 事業場

ア 安全衛生活動の活性化

- (ア) 本運動の趣旨及び実施事項の周知及び、労使による自主的な安全衛生活動の推進。
- (イ) 安全衛生委員会等における冬期労働災害防止対策の審議及び対策の検討。
- (ウ) 経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全総点検の実施及び確実な改善。
- (エ) 労働者に対しての冬期労働災害防止対策に関する安全教育の実施。

イ 積雪・凍結による転倒災害の防止

(ア) 作業環境管理

- a 通路、作業場所及び駐車場は、囲い、除排雪・融雪設備の設置等による、積雪・凍結の防止措置。
- b 屋外の階段、傾斜した箇所、除雪直後の路面、凍結した箇所等滑りやすい箇所に、滑り止めの設置等の措置。

(イ) 作業管理

- a 滑りにくく、安定した靴の着用。
- b 小さな歩幅で、足の裏全体を着地するようゆっくり歩行。
- c 服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行及び両手に物を持っての歩行の禁止。

(ウ) 健康管理

日頃から運動に心がけ、健康の保持増進を図る。

(エ) 労働者への教育等

- a 過去の冬期労働災害の発生場所及び滑りやすい場所又は転倒しそうになった場所の情報収集を図り、当該場所の周知及び重点的に除雪する等の対策。(ヒヤリ・ハット事例、構内安全マップ等の作成)
- b 上記作業環境管理、作業管理及び健康管理に係る教育の実施。

(オ) リスクアセスメントの実施

ヒヤリ・ハット事例及び構内安全マップを活用し、転倒災害の危険性がある箇所での作業(通行を含む)におけるリスクアセスメントの実施。

ウ 雪下ろし、除排雪による災害の防止

(ア) 滑りにくい靴、ヘルメット等の着用。

(イ) 屋根等高所での作業に当たっては、次の対策の実施。

- a 事前に作業場所の状況確認を行い、開口部等の有無の確認。
- b 安全帯を使用するための設備の設置及び安全帯の使用。

(ウ) 機械等での作業に当たっては、次の対策の実施。

- a 事前に作業場所の状況確認を行い、障害物及び転落の危険の有無の確認。
- b 路肩等、転落の危険のある場所への目印の設置又は誘導員の配置。
- c 機械に氷等が詰まる等の不具合の際は、機械の停止措置の徹底。

(エ) 雪庇は、可能な限り地上の安全な場所で除去。

エ 内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の予防

(ア) 原則として練炭の使用を禁止。

(イ) 一酸化炭素中毒の危険性・有害性及び注意事項の周知。

(ウ) 火気使用場所の十分な換気。

(エ) 一酸化炭素中毒の危険のある場所への立入禁止措置。

(オ) 一酸化炭素中毒の危険のある場所に立ち入る場合は、一酸化炭素濃度・酸素濃度の測定及

び換気の実施、呼吸用保護具の着用の徹底。

(カ) 救助方法を定め、関係労働者に対し教育を実施。

オ 交通労働災害の防止（車両等のスリップ事故の防止等）

(ア) 速度は控えめにし、長めの車間距離。

(イ) 急ハンドル及び急ブレーキの禁止。

(ウ) 橋の上、トンネルの出入口及び日陰部分での減速。

(エ) より安全な経路への変更等を含め、送迎バス等の運行に関する適正化を図る及び「交通労働災害防止のためのガイドライン」に掲げる事項の実施。

(オ) 天候及び路面状況を考慮に入れた時間的に余裕のある運行計画の策定。

カ 作業時の保温・体操の実施

(ア) 作業場内の気温の適正化を図る。

(イ) 防寒衣等の着用による保温。

(ウ) 作業開始前の体操等の実施による、筋肉硬化による動作の鈍化、腰痛等の予防措置。

キ 山岳部での作業における災害防止（対象業種：建設業及び林業）

(ア) 吹雪・濃霧による遭難災害の防止

a 事前に移動経路等を定め、等間隔の目印の設置及び通路の整備。

b 吹雪・濃霧の際は作業の中止及び屋内への避難措置、やむを得ず下山する場合は単独行動を回避。

(イ) 雪崩への遭遇の防止

a 雪崩が発生するおそれのある場所に作業小屋及び宿舎等の設置の禁止。

b 雪崩災害防止に関する管理体制を明確にし、作業中止・退避等についての責任者を選任。

c 現場における気象観測の記録及び最寄りの気象観測機関から情報収集に努め、未然に対応。

d 大雪又は雪崩注意報、警報が出された場合は、直ちに作業を中止し、安全な場所に退避。

e 下山する場合は、単独行動を避け、可能な限り雪崩が発生するおそれのない箇所を通行。

f スコップ、ゾンデ棒及び雪崩ビーコンの携行。（救助、捜索用の器具）

(ウ) 積雪・強風による作業小屋及び休憩所等の倒壊・崩壊を防止するため、雪下ろしの徹底、また、必要に応じ、柱・屋根等の補強措置。

ク 凍結のゆるみによる土砂崩壊災害等の防止（対象業種：建設業及び林業）

(ア) 地山掘削作業を行う場合は、土止め支保工の設置。

(イ) 地肌が露出している箇所は、点検の実施及び地山から離れた箇所の通行、また、必要に応じ見張員を配置。

(ウ) 融雪・鉄砲水による災害を防止するため、作業箇所の周辺、上流の積雪等の状態を調査し、除排雪の必要性を検討、また、作業中止等の適切な措置の実施。

(2) 安全衛生関係団体・事業者団体等

ア 会員事業場に対し、本運動の周知啓発を行う。

イ 会員事業場の経営首脳者に対し、自ら率先して労働災害防止活動に努めるよう要請する。

ウ 会員事業場の実施事項について、必要な指導援助を行う。

エ 会員相互による安全パトロール、安全講習会等を実施する。

オ 各種講習や教育の場を活用し、本運動における労働者の役割等の周知を図る。